

主 題	小売業（多店舗展開事業場）における労働災害防止等説明会		
開催日時	平成29年7月27日	開催場所	長崎合同庁舎6階大会議室 （長崎市岩川町16-16）
参加者	小売業で多店舗展開している 本社事業場の事業主、安全衛生 担当者など計20名	主 催	長崎労働基準監督署

目 的

小売業における労働災害は、複数の店舗（多店舗）を展開する企業傘下の事業場でも多く発生しており、当該店舗での労働災害を防止するためには、本社・本店主導による事業場全体の安全衛生対策を推進し、かつ、各店舗へ水平展開することが有効であることから、管内の主要な多店舗展開事業場の本社・本店を対象として、小売業における安全意識の高揚及び安全衛生対策の推進に係る労働災害防止等説明会を開催しました。

概 要

はじめに、長崎労働基準監督署長（楠本明彦）から「長期的に見ると労働災害は減少していますが、小売業・社会福祉施設・飲食店などの第三次産業における労働災害は大幅に増加しており、労働災害の更なる減少を実現するためには、第三次産業における労働災害防止対策を、より活発に、より実効あるものにしていく取組が必要不可欠であり、本日の説明や配布した資料を参考に全社的に取り組んでいただきたい。また、いわゆる長時間・過重労働が社会問題として大きくクローズアップされており、労務管理についても説明を行うので参考にしていきたい。」との挨拶があり、その後、当署安全衛生課職員から労働災害発生状況について説明を行いました。

【署長挨拶】

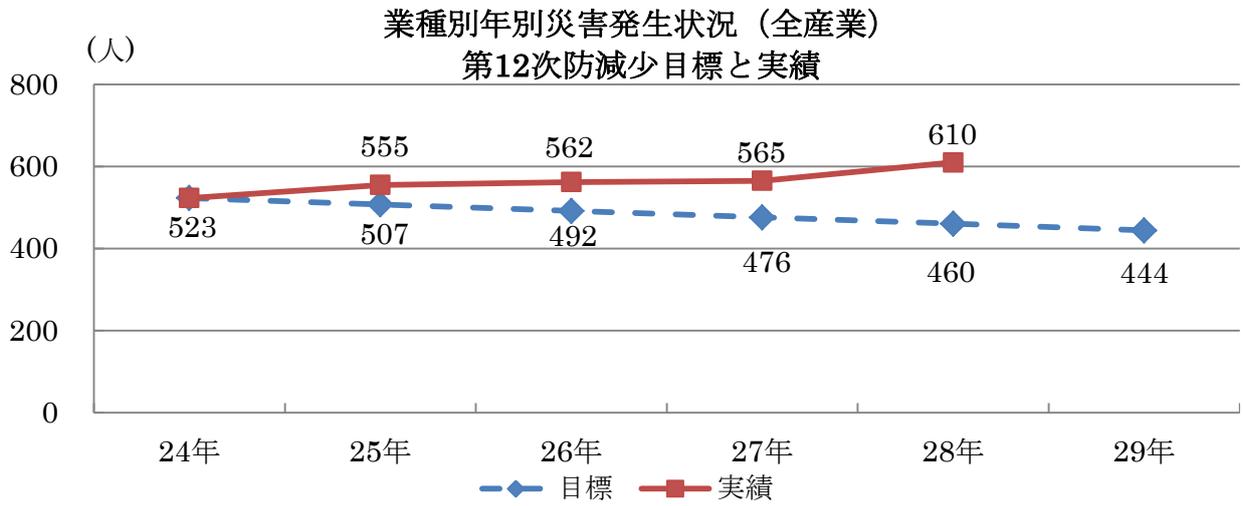


【労働災害発生状況】

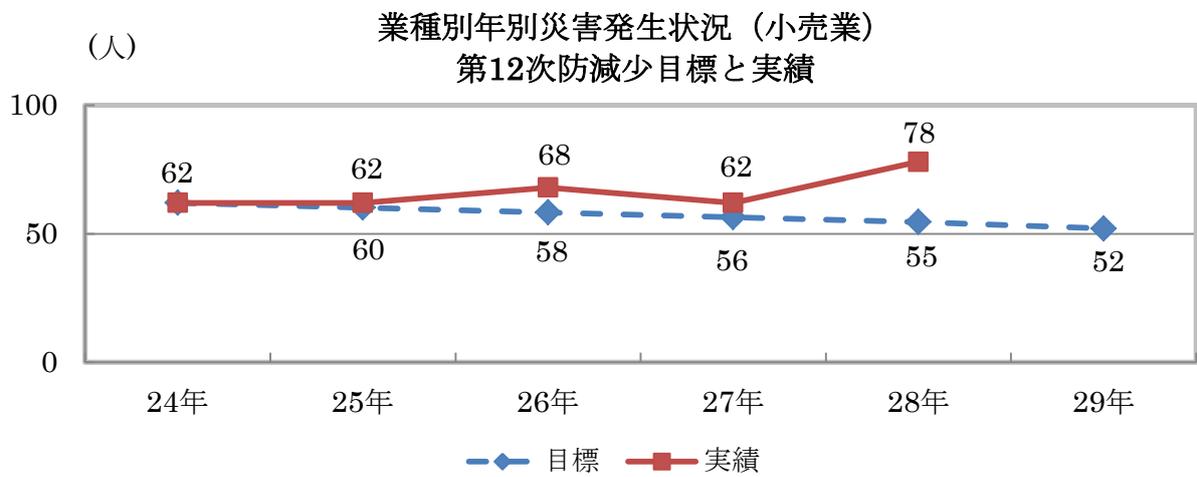
当署管内における労働災害は、全産業において、平成25年から増加に転じており、平成28年は、休業4日以上死傷者数が610人となっており、8年ぶりに600人を超えるという非常に憂慮すべき状況にあります。なお、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第12次労働災害防止計画の目標達成も困難な状況にあります。（表1）

また、小売業における労働災害は、休業4日以上死傷者数が平成28年には78人（死亡者はなし）と、前年の62人から+16人（+25.8%）の大幅な増加となっており、こちらも憂慮すべき状況にあります。78人の内訳を見ますと、通路や階段での転倒災害、脚立等からの墜落・転落災害、食品加工用機械や包丁での切れ・こすれ災害、重量物を持ち上げた際の腰痛災害、交通事故などが多く発生しています。（表2）

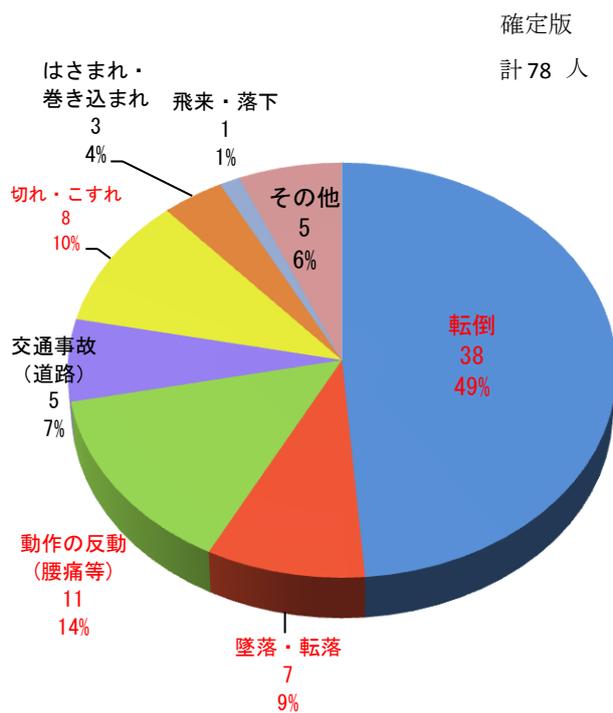
【表 1】



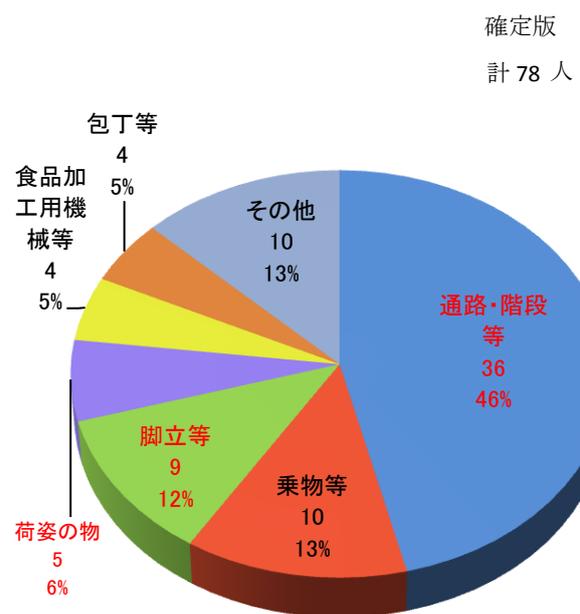
【表 2】



事故の型別・労働災害発生状況（小売業）



起因物別・労働災害発生状況（小売業）



続いて、厚生労働省が平成29年1月より第三次産業における労働災害の防止対策として、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（以下、「安全推進運動」という。）を関係団体と連携して展開しており、この安全推進運動の詳細と具体的な労働災害防止対策について説明を行いました。

【安全推進運動及び労働災害防止対策】

安全推進運動については、リーフレット（別添）に沿って説明を行いました。

小売業では、多くの店舗を展開している企業本社・本店が主導して、店舗の安全衛生活動について全社的に取り組むことが非常に重要です。

本社・本店では、安全衛生方針の表明、作業マニュアルの作成、全社的な労働災害発生状況の把握・分析及び安全衛生担当者の配置確認などを行い、各店舗では、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動、KY（危険予知）活動及び労働者への安全衛生教育などを行う必要があります。

具体的な労働災害防止対策として、

- ・安全衛生管理活動の方法
- ・安全衛生管理体制の確立
- ・STOP！転倒災害プロジェクト
- ・危険の「見える化」で作業の安全を！
- ・健康診断の実施～労働者の健康確保～
- ・ストレスチェック制度
- ・災害事例（アニメーション）
- ・映像教材「滑りによる転倒災害を防止しましょう」
- ・労災かくし など



について、リーフレット等を使用して説明しました。なお、説明会で使用したリーフレットの一部は厚生労働省及び長崎労働局のホームページからダウンロード可能です。

最後に、一般労働条件について、当署方面の職員から説明を行いました。

【一般労働条件】

- ・労働基準法の基礎知識
- ・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン
- ・時間外労働の限度に関する基準

【監督署より】

小売業での労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多く、事業場の取組が進んでいないこと、店舗の安全衛生管理体制を見ると安全衛生担当者が不在であるなど店舗単位での安全衛生活動が低調である中で、店舗の活動をサポートすべき本社・本店の取組が不十分であることが指摘されています。

そのため、長崎労働基準監督署では多店舗展開を行っている事業場の本社・本店及び各店舗に対してこのような説明会の開催や個別の指導等を行うことにより、本社・本店及び各店舗での安全衛生対策の推進を図り、小売業での労働災害が大幅に減少し、第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて今後も取組を進めていきます。

また、出席者に対して実施したアンケート結果（別添）を参考にさせていただき、取組を進めていきます。